

令和6年度 上半期 JAとぴあ浜松の現況

(この資料は、当JAが自主的に経営内容を開示するディスクロージャー資料です。)

とぴあ浜松農業協同組合

〒431-3193 静岡県浜松市中央区有玉南町1975 番地

TEL.053-476-3111 FAX.053-476-3180

<https://jatopia.ja-shizuoka.or.jp/>

1. JAとぴあ浜松の使命

私たちJAとぴあ浜松は、組合員とその家族のみならず、広く地域住民や法人および消費者に対し、生活・流通・金融にわたる総合事業展開を通して、質の高いサービスと商品および自然の恵みである農産物を提供し、安心と安全、また快適で豊かな生活の実現に貢献することにより、常に時代に即した全国JAのリーダーであり、実践者であることを目指します。

そして私たちは、

1. 営農指導を充実し、地域農業を振興する。
2. 生活活動を活性化し、地域の生活・文化の向上を図る。
3. 農地を守り、緑豊かな街づくりを進める。
4. 経営力を強化し、積極的な事業展開をする。

を基本方針として、明日の農業と地域社会づくりに取り組んでいきます。

2. 自己改革の取り組み

- ① 訪問活動を通じた「担い手との対話」を原点としてニーズを的確に把握します。
- ② 「農家組合員の売上増加・コスト低減」につながる担い手目線での必要な取り組みについて、目標及び具体策の策定とそれらの着実な実践により、改革の目的である「所得増大」の実現に取り組みます。
 - ◇ 経営支援農家を対象に、出荷量増加に向けて、農家の経営状況に応じた個別指導に取り組みます。
 - ◇ 生産者組織に加入するすべての農家を対象に、予約購買の向上による資材コストの低減に取り組みます。
 - ◇ ファーマーズマーケット出荷会員を対象に、販売高増加に向けて、地産地消の更なる促進へと導く出荷量・消費量の拡大に取り組みます。
 - ◇ 農業を営むすべての方を対象に、農業融資新規実行の拡大に取り組みます。
- ③ 改革の取り組みと成果について対話等を通じて評価を把握し、次につなげることで、PDCAサイクルを回し、不断の自己改革を着実に実践します。

3. 地域・文化への貢献と農業振興

《農業振興活動》

◇ 農業者の経営支援

営農アドバイザー（技術指導員）による経営支援農家の選定を行い、1軒あたり出荷量5%増加に取り組んでいます。具体的には、経営支援農家個々の出荷量を増加するために、栽培面積を増やす、優良農地を集積する、単収を増やす、労働力を確保するなど、農家のやるべきことと農協のやるべきことの話し合いをして取り組んでおります。

◇ 農業振興助成制度

令和5年度より始まった2か年計画に合わせ、生産者組織など組織単位での農業生産と販売拡大、そして新たな担い手への支援を目的とし、とぴあ浜松の独自支援として「第二次農業振興助成事業」を年間1億円以内で実施し、「農家組合員の農業所得向上」と、とぴあ浜松の農業振興を図っております。

◇ 担い手育成

広く農業の人材を育成するため「農ライフセミナー」「とぴあ園芸教室」を開催しております。
農地の斡旋と集積を通じて担い手を育成し、地域における農業振興と農地の維持保全に取り組んでおります。

◇ 農協祭

組合員や利用者、地域住民とのふれあいを目的に、今年度は令和6年12月から令和7年1月にかけて、管内5会場で開催する予定です。農協祭は、地域農業の振興や管内農畜産物の消費拡大や知名度アップを図るだけでなく、青壮年部や女性部による多彩なイベントによって、地域農業への理解促進や地産地消の推進にも資する催しです。

◇ 親子農業体験

管内各小学校の児童に、農業体験をおして農業や自然に対する理解を深めていただくため、「親子農業体験（あぐり体験隊）」を実施しております。

◇ ファーマーズマーケット

ファーマーズマーケット東店、白脇店、三方原店、浜北店に加えて、地元スーパーと連携し、6店舗でファーマーズマーケットコーナーを設置して、地元農畜産物を販売しております。

旬の農産物を主体に季節感のある売り場づくりを行うことで、管内農畜産物の魅力を発信しています。

出荷者へは、栽培・販売講習会や出荷説明会にて生産販売情報を発信することで、安全・安心な農畜産物を安定して提供できる体制づくりを実施しています。

《地域貢献情報》

◇ 年金友の会

当JAで年金をお受け取りいただいております皆様の会「年金友の会」では、会員の皆様に「お誕生日プレゼント」のお届けや「年金来店感謝デー」の開催など、様々なサービスを実施しております。

◇ 年金相談会

社会保険労務士による年金相談会を各地区で開催し、年金のお受け取り手続きなどのご相談をお受けしております。

◇ 健康管理

生命共済に一定額以上ご加入いただいております被共済者様を対象に、毎年「共済人間ドック」を実施して、健康管理・健康増進のお手伝いをさせていただいております。

◇ 税務相談

税理士による税務相談会を、支店や営農センター等で隔月開催しております。

◇ 高齢者への支援

元気な高齢者を対象としたふれあいセンター「楳の里」では、健康状態の維持と介護予防を目的とした、高齢者の楽しめる場所を提供しております。

◇ 認知症センター養成講座開催

認知症について正しい知識を深め、認知症の人や家族を見守り、安心して暮らせる町づくりに貢献するため、職員を対象に「認知症センター養成講座」を開催しております。

◇ 子ども110番の家

管内のATMコーナーを地域の交番「子ども110番の家」として提供しております。ATM内の非常用ボタンを押すと監視カメラとスピーカーを通じて契約警備会社と通信。瞬時に応じ、大切なお子様を守ります。

◇ 情報提供活動

広報誌「とぴあ」の隔月発行や、新聞折込で年2回「とぴあ通信」を発行する他、ホームページやSNSを活用してタイムリーな情報発信に努めています。また、マスコミに対しても管内農業に関する情報を積極的に提供することで、地域農業の大切さと協同組合の有益性を広く発信しています。

◇ 1部署1協同活動

「1部署1協同活動」を組合員や地域の皆さんと共に実践し、地域との関係強化に努めています。また、食と農をテーマとした「1地区1協同活動」の展開により、食と農を基軸とした仲間づくりの定着を図っています。そして、SDGsとの結びつきを意識した取り組みにしてまいります。

◇ はままつあんしんネットワーク

「はままつあんしんネットワーク」では、浜松市と協調し高齢者世帯等を支える取り組みを行っています。高齢者等の異変を発見した場合「高齢者見守り110番」に連絡する等、地域の安全・安心に協力しております。

◇ 安全・安心なまちづくりにかかる協定

浜松東警察署との協力体制を確立し、地域の皆様が安心して生活できる社会環境の実現を目指しております。

4. 自己資本比率の状況

(単位：百万円)

項目	令和6年3月31日	令和6年9月30日(見込み)
自己資本の額	82,718	84,973
リスク・アセット等の額の合計額	443,552	449,367
自己資本比率	18.64%	18.90%

(注) ① 自己資本比率 = 自己資本の額 ÷ リスク・アセット等の額の合計額

② 自己資本の額は、出資金のほか利益から積み立てている利益準備金、積立金、剰余金などです。

なお、令和6年9月30日の自己資本の計算にあたり、当期剰余金は法人税等見込額を控除する前の金額で計算しています。

③ リスク・アセット等の額の合計額とは、各資産（アセット）の毀損の可能性（リスク）を勘案し、資産ごとにそれぞれ対応する比率を乗じた額（リスク・アセット）、及びオペレーション・リスク（事務リスク）相当額の合計額です。

なお、オペレーション・リスク相当額は、令和5年度決算における数値を使用しています。

5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権

当JAの金融再生法の開示区分に基づく債権額及び保全状況は次のとおりです。今後も厳格な自己査定を実施し、資産の健全化に努めていきます。

(単位：百万円)

区分	令和6年3月31日				令和6年9月30日			
	債権額	保全額			債権額	保全額		
		担保・保証	引当金	合計		担保・保証	引当金	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	806	422	383	806	817	442	374	817
危険債権	193	193	—	193	192	192	—	192
要管理債権	148	148	1	149	144	144	1	146
三月以上延滞債権	—	—	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	148	148	1	149	144	144	1	146
小計	1,148	764	385	1,150	1,154	780	376	1,156
正常債権	218,926				222,253			
合計	220,075				223,408			

(注) ① 令和6年9月30日の計数は、令和6年8月31日を基準日として行った自己査定結果（債務者区分及び債権額）を基準としています。

- ② 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- ③ 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- ④ 要管理債権とは、「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
- ⑤ 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。
- ⑥ 担保・保証とは、貯金や定期積金、有価証券及び不動産などの確実な担保による保全額並びに農業信用基金協会等の確実な保証先の債務保証による保全額です。
- ⑦ 引当金とは、貸倒引当金の計上による保全額です。なお、上記以外に将来に備えるため、令和6年3月31日は61百万円、令和6年9月30日は62百万円を貸倒引当金に計上しています。

6. 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

満期保有目的の債券	令和6年3月31日		令和6年9月30日	
	帳簿価額	含み損益	帳簿価額	含み損益
	5,615	△470	5,612	△517

(単位：百万円)

その他有価証券	令和6年3月31日		令和6年9月30日	
	時価	評価差額	時価	評価差額
	125,679	2,017	119,446	△591

(注) ① 満期保有目的の債券、その他有価証券で時価のあるものを表示しています。

② 子会社株式で時価のあるものはありません。

7. 主要勘定の状況

(単位：百万円)

勘 定	令和 6年 3月31日	令和 6年 9月30日
貯 金	1, 262, 630	1, 274, 086
預 金	943, 575	959, 205
有 値 証 券	131, 294	125, 650
貸 出 金	219, 954	223, 322

(注) 令和6年9月30日の有価証券残高は、時価評価を行っていません。